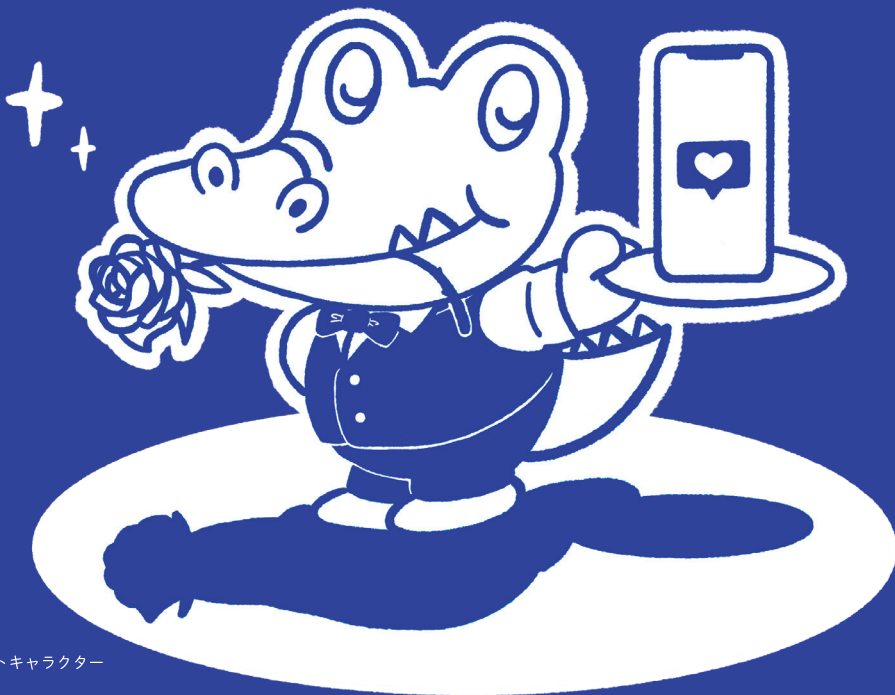


大阪大学ワニ博士の

マナーガイド

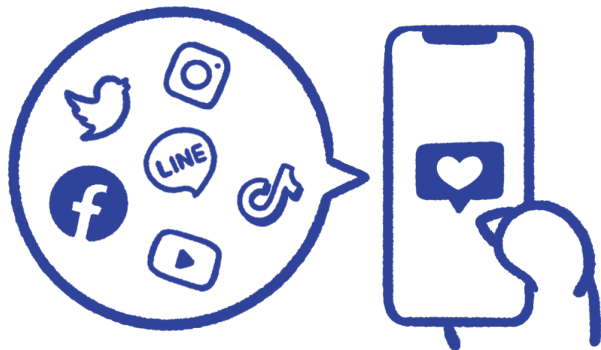
SNS 編



大阪大学
OSAKA UNIVERSITY

大阪大学
公式マスコットキャラクター
「ワニ博士」

ソーシャルメディアとは？



ソーシャルメディアとは、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS。FacebookやTwitter、LINE 等。)、動画共有サイトなど、利用者がインターネットやウェブ技術を用いて 情報を発信し、形成していくメディアのことをいいます。

ソーシャルメディアは、手軽かつ即時に情報発信や情報収集ができるという大変便利なものです。しかし、一旦、情報発信すると、発信内容やアカウント等の削除後も、半永久的に拡散され続けるおそれがあります。また、発信した情報は、本人の意図しない形で伝達、利用されることがあり、自分の不利益になるだけでなく、他人の権利を侵害することがあります。たとえ匿名での情報発信であっても、発信者又はその所属組織の特定がなされることがあります。本学学生としての発信であると特定された場合、内容によっては、本学及び本学構成員に対する信頼を損なうことになり、大学の名誉を傷つけることになります。SNSは、その特性やマナーを充分理解した上で、適切な利用を心がけてください。

確認しましょう！ やっていませんか？こんなこと(一例)

- ☐ サークルの飲み会でのイッキ飲みの様子を投稿した。
- ☐ インターネットで取得した画像を、使用許可を得ずに投稿した。
- ☐ アルバイト先で「バーゲンセールを実施する」という情報を店舗が公開する前に投稿した。
- ☐ 特定の個人を誹謗中傷し、仲間内でつるし上げた。
- ☐ 計画していた飲み会の情報が、コロナ禍で中止になったにもかかわらず、そのままになっている。
- ☐ 配送伝票に記載された住所・氏名、電信柱についている番地などが写り込んだ画像や動画を投稿している。
- ☐ 酔った勢いで、店に迷惑となる行為を、学校名や所属クラブ名などを出して投稿した。

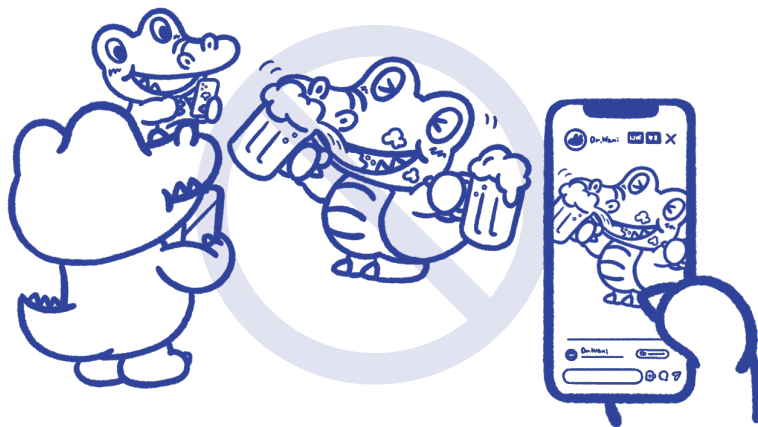


**ひとつでもあてはまる項目がある場合、
その行為はマナー違反、要注意です。
あなたの大切な学生生活において
取り返しのつかないトラブルに陥る前に、
本パンフレットにて取り上げている
主な留意すべき項目を十分に確認・理解し、
SNSの利用における正しい知識を身につけるとともに、
SNSの適切な利用を心がけましょう。**

01

コンプライアンス・ 法令遵守

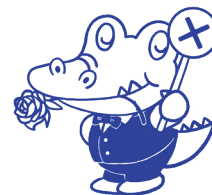
法令遵守は、法律や条例を遵守することで、法令違反をしないことです。例えば20歳未満の飲酒や喫煙、いたずらではすまされない犯罪行為などを面白半分にSNSに公開すると、ネットで非難され、犯人特定の標的となります。見られていないから大丈夫ではなく、日ごろから法令を遵守した学生生活を過ごすよう心がけてください。さらにコンプライアンスは、法令遵守を意味する言葉ですが、それだけにとどまらず、本学の学則や学内規範、社会の良識・倫理など幅広い「道徳上の規範」の遵守が含まれます。したがって、これらに反する行為を行ってしまうと、法的に罰せられなくても、社会や組織から厳しい制裁を受けることになり、これまでの大学生活が続けられないこともあります。また、他人の個人情報、肖像、プライバシー等に関する内容の発信については、事前に本人の同意を得ている場合を除き、基本的に禁止されています。



CASE 01

サークルの飲み会で行われた イッキ飲みの様子を撮影した動画を投稿した。

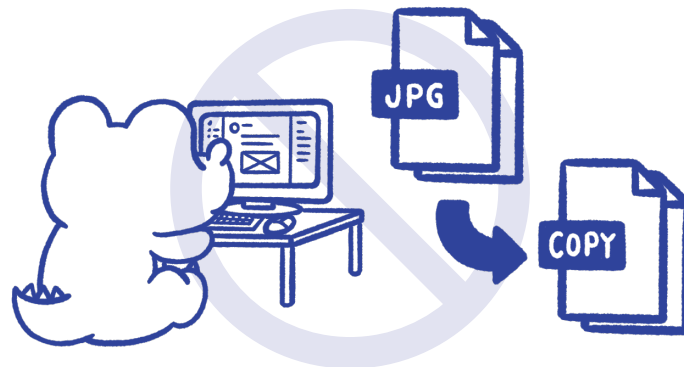
楽しい飲み会ではつつい冷静さを見失った行動を起こすことがあります。そもそもイッキ飲みは身体的事故の誘発やアルコールハラスメントにあたる行為であることから、コンプライアンス違反になることがあります。参加した誰もが楽しかったと言えるような飲み会となるように心がけましょう。



02

知的財産権の保護

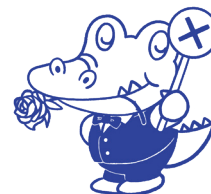
スマホやパソコンの普及とそれらを利用するアプリの進化によって、情報を外部から一方的に受けるだけでなく、情報を簡単に発信することができるようになりました。例えば、雑誌の記事や漫画のコマなどのスキャンや、ネット上の他人の記事やイラストなどをコピーして、SNSに投稿することがよく行われているようです。しかし、コンテンツ（創作物）の著作者やそれを使う権限を持つ著作権者の権利を保護するために、「著作権」という知的財産権が存在していますので、このような行為は著作権の侵害にあたります。許可を得ないで、他人の著作物を不当に利用すると、使用料や損害賠償の請求を受けたり、違法性が強いと判断された場合は警察が捜査をすることがあります。



CASE 02

インターネットで取得した画像を、 使用許可を得ずに投稿した。

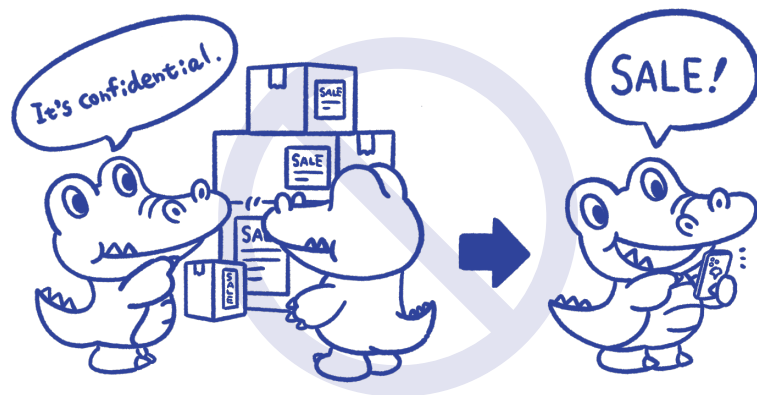
社会において目にする漫画やイメージキャラクターの画像などインターネットで取得した画像には、それぞれの著作権者の権利を保護するために「著作権」という知的財産権が存在しています。ウェブサイト上の著作権ポリシーを確認して、認められた範囲で引用するか、引用が認められていない場合は使用をやめましょう。



03

守秘義務・ 機密情報保持

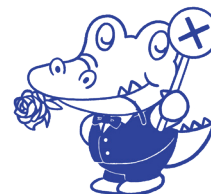
学校や職場やアルバイト先で知りえた情報で秘密保持が求められるものをSNSで発信することは、れっきとした違法行為です。例えばインターネット先での機密情報(発表前の開発商品情報など)をSNSで公開してしまうなどは、その企業の評判や株価に影響を与えることもあり、守秘義務違反として相当なペナルティを受けることになるかもしれません。「守秘義務」や「機密情報」といった社会的責任については、十分注意してください。



CASE 03

アルバイト先でバーゲンセールを実施する という情報を店舗が公開する前に投稿した。

このような投稿をすることにより、情報が拡散することによって、競合店舗に情報を漏らしたことにより、アルバイト先の店舗の売上に損害を与えることがあるかもしれません。アルバイトなどで就業上得られた情報は、投稿しないようにしましょう。

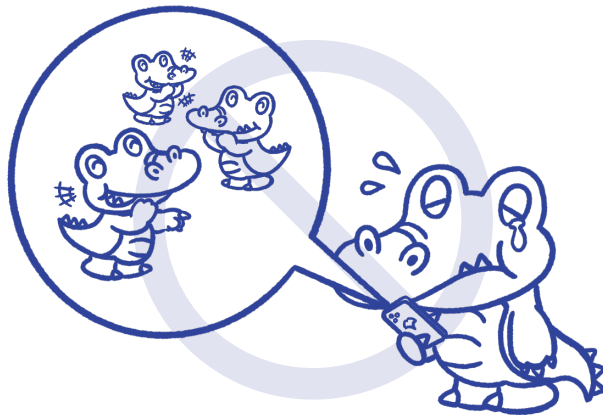


04

人権や倫理

相手を誹謗中傷する等の基本的人権の侵害につながる行為や公序良俗に反する内容の発信はしないでください。

他人を差別したり、誹謗中傷するような人権侵害行為や、相手を不快にさせるような下品な内容あるいは盗撮した画像のSNSへの投稿は、違法行為であることはもちろんのこと、相手の人生を台無しにする危険性があります。これらのことは残念ながらSNS上で無自覚にまたは悪意をもって行われているのを頻繁に目にするのが現状ですが、それを理由に、そのような行為が許されるということはありません。これらのことは法務省の人権擁護機関がその解消にむけて積極的に取り組んでおり、重大な案件は警察が積極的に捜査を行っています。他人の人権を侵害する行為は絶対にやめてください。

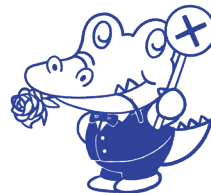


CASE 04

特定の個人を誹謗中傷し、 仲間内でつるし上げた。

特定の個人を誹謗中傷することは人権侵害行為にあたり、違法行為となるのはもちろんのこと、相手の人生を台無しにする危険性もはらんでいます。また人権侵害行為に行ったあなた自身が次の標的になる可能性があります。

他人の人権を侵害する投稿はやめましょう。

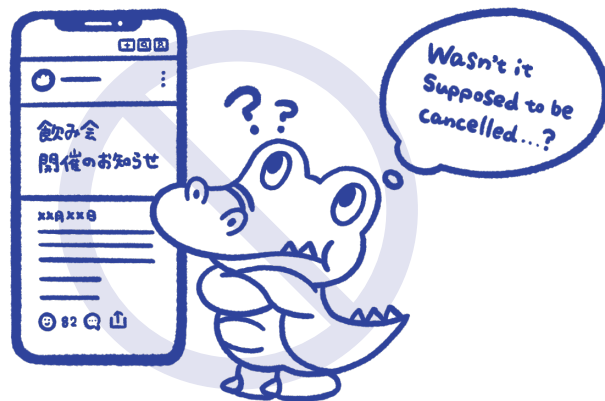


05

正確な情報発信

Twitter、LINE、Instagram、Facebookなど様々なSNSやemail、電子掲示板などは情報を共有するには非常に便利である反面、誤った情報が数多く発信され、拡散する場所でもあります。

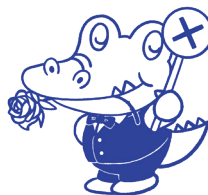
インターネット上で情報発信する際には、正確な情報の発信に努め、自分が掲載した内容には責任をもってください。不正確な内容の発信は、大きな混乱を生み出す可能性があり、場合によっては人の生死にも関わることがあります。情報を発信する際は、常に正確性に注意を払い、間違いや誤解されやすい内容があれば、すぐに訂正し、適切な方法で謝罪するなど、誠実な対応を心がけてください。



CASE 05

計画していた飲み会の情報が、
コロナ禍で中止になったにもかかわらず、
そのままになっている。

SNSはさまざまな人がアクセスするものであるため、情報の受け止め方も人それぞれ異なります。投稿する内容の正確性には常に注意をし、誤解されやすい投稿や間違いがあればすぐに訂正し、誤った情報を流さないように十分気を付けてください。



06

プライバシー保護

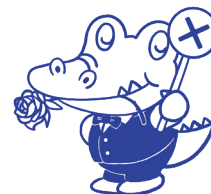
氏名、生年月日、住所などの記述により特定の個人を認識できる情報である個人情報や個人や家庭内の私生活に関わること、個人の秘密などのプライバシーは、なんらかの事情により知ったとしても、SNSで拡散しないようにしてください。これらが許可なく公開されることはプライバシーの侵害にあたります。SNS等で情報発信した場合、他人に保存されることによって、将来にわたって利用され、さらには長期間にわたって公開・拡散されることがあり、その影響は非常に大きなものとなります。情報を発信する際は、公開範囲などに注意して、自身のプライバシー保護に努め、また他者のプライバシーを公開してしまうことがないようにすることも重要です。



CASE 06

**配送伝票に記載された住所・氏名、
電信柱についている番地などが写り込んだ
画像や動画を投稿している。**

このような行為は個人の特定につながるので、許可なく公開することはプライバシーの侵害にあたります。自身や他人を問わず、住所や氏名、位置情報等の個人情報が特定できるような要素が含まれている内容を投稿しないようにしましょう。



07

大阪大学の 学生であるという 自覚を持ちましょう

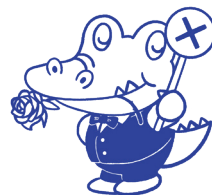
大阪大学の学生であることを明らかにして情報を発信する場合は、発信内容が大阪大学としての意見・見解を示すものではないことを明記してください。また、その発信内容が、大阪大学及び大阪大学構成員に対する信頼を損ねることがないように注意しましょう。



CASE 07

酔った勢いで、店に迷惑となる行為を、
学校名を出して投稿した。

このケースについては、店に迷惑となる行為がそもそもコンプライアンス違反であることはもちろんのこと、学校名や所属クラブ名などを出して投稿することは「大阪大学」や皆さんが所属されている団体のイメージを損なうことにつながります。一人一人の節度ある言動や振る舞いが重要です。一度SNSに投稿すると、取り消したり回収することは不可能です。大阪大学の名誉を損なうことのないよう良識ある投稿を心がけてください。



SNSのトラブルに巻き込まれたら、 速やかに所属の教務担当係へ 相談・報告してください。

所属の教務担当係へ相談する前に聞いてもらいたいことや
対面ではなくメールで相談したい場合は、
キャンパスライフ健康支援・相談センター・学生相談室をご利用ください。



キャンパスライフ健康支援・相談センター・学生相談室



[Web] <https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/home/sosiki/gakusou/>

電話での予約

受付時間内にお電話ください。

[Tel] 06-6850-6014(日本語のみ) [電話受付時間] 9:30～12:00 / 13:00～16:00

窓口での予約

豊中学生相談室(学生交流棟 3階)窓口にて受け付けています。

[窓口対応時間] 9:30～12:00 / 13:00～16:00

メールでの相談

相談の予約をとるのはハードルが高い……という方のために、メールでの相談も受け付けています。

[予約専用メールアドレス] gakusou@hacc.osaka-u.ac.jp

件名「メール相談」として、本文に相談内容を書いて送信してください。

その際、氏名、学籍番号、uで始まるCLEログイン用のID、返信希望のメールアドレス(送信元と違う場合)、緊急連絡先を必ず記載してください。

CLEログイン用のIDは学生相談室からの返信に必要なので、くれぐれも記載を忘れないようにしてください。



編集・発行：大阪大学教育・学生支援部 学生・キャリア支援課
デザイン・イラスト・協力：大阪大学広報企画本部クリエイティブユニット

発行月：2023年4月



大阪大学
公式マスコットキャラクター
「ワニ博士」